



農委だより 常総

平成20年9月1日発行
第5号

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222-3
電話 0297-23-2111 (代表)

発行／常総市農業委員会

編集／農委だより常総編集委員会

新しい農業委員が決まりました

会長に倉持創一氏 同職務代理者に 本諏訪文夫氏

任期満了に伴う常総市農業委員会委員選挙が、六月二十九日告示、同日届出が行われ、定数の二十人の立候補があり、無投票当選となりました。

公選による委員二十名と市議会からの推薦による学識経験者三名、農業協同組合及び農業共済組合並びに土地改良区から推薦された各一名による計二十六名による構成です。また、八月五日には新メンバーによる臨時総会が開催され、会長に倉持創一氏、同職務代理者に本諏訪文夫氏が就任され、新体制による農業委員会がスタートしました。

なお、市及び各種協議会等の委員は次のとおりです。
(敬称略・順不同)

- 市総合計画審議会委員
倉持 創一
- 市環境審議会委員
倉持 創一
- 市担い手育成
総合支援協議会委員
倉持 創一・本諏訪文夫

- ・結束 一穂・渡辺 勝一
- ・石塚 寛一・田村 匡史
- ・小林 剛・倉金 一廣
- ・門井 貢・秋森 芳夫
- 市水田農業推進
協議会委員

- ・倉持 創一・本諏訪文夫
- ・結束 一穂・石塚 寛一
- ・小林 剛・倉金 一廣
- ・秋森 芳夫
- 市農業振興地域
整備促進協議会委員

- ・倉持 創一・本諏訪文夫
- 霞ヶ浦用水建設推進
協議会常総支部委員
- ・倉持 創一・本諏訪文夫
- ・古谷ミチ子・田村 匡史
- ・斉藤 ちよ・石塚 寛一
- ・草間 正詔・岡野 孝一
- ・坂巻 文夫・倉持 泰仍
- ・小林 剛・渡辺 源一
- ・秋森 芳夫・松崎信太郎
- 市農林航空防除
実施協議会委員

- ・倉持 創一

会長就任にあたって



会長 倉持 創一

初秋の候 皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、改選後の臨時総会におきまして、委員のご推挙を賜り会長に就任いたしました。誠に光栄でありますとともにその職務の重大さを痛感し、新たな決意をもちまして、地域農業の振興また常総市農業委員会の発展のために、誠心誠意努力する所存でございます。ご承知のように、近年の農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化、耕作放棄地の拡大、国内の農産物価格の低迷、加えて国際化による食料の輸入増加等、様々な課題を抱えております。

県では、「茨城農業改革」が後期2年目を迎え、産地間競争の生き残りをかけ、行政・団体・生産者が一体となった農業改革への取り組みが、農業委員会系統組織にとっても、最も重要な課題であります。

こうした中、農業委員会系統組織では、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成等を重点とし、「新・農地と担い手を守り活かす運動」を展開しているところです。

当市農業委員会といたしましても、農業者の公的代表としての農業委員会の役割を改めて確認し、地域農業の振興に向けた取り組みを強化して参りたいと考えておりますので、皆様方の一層のご支援とご指導をお願い申し上げます。

農地調査班編成

(敬称略) ●印は班長

1班

(旧水海道鬼怒川東部)

- 結束 一穂
- 喜見山 明

- 田村繁二郎
- 山本 幹男

- 渡辺 勝一
- 橋本 武夫

- 増田 亮

2班

(旧水海道鬼怒川西部)

- 石塚 寛一

- 古谷ミチ子
- 田村 匡史

- 斉藤 ちよ
- 草間 正詔

3班

(旧水海道鬼怒川南部)

- 岡野 孝一

- 坂巻 文夫
- 倉持 泰仍

- 倉持 創一
- 小林 剛

4班

(旧石下鬼怒川東部)

- 秋田 文男

- 吉原 光夫
- 倉金 一廣

- 大山 榮市
- 門井 貢

5班

(旧石下鬼怒川西部)

- 松崎信太郎

- 渡辺 源一
- 本諏訪文夫
- 秋森 芳夫

新農業委員紹介

あなたの地区の農業委員を
よろしく願います。

農地の賃貸、転用、農業者
年金など、農業に関すること
は私たちに相談ください。
(上から、氏名、年齢、住所、
公選・選任の別、就任期数)
敬称略、議席番号順



田村 匡史 (28)
大生郷新田町
(公選) 1期



門井 貢 (59)
若宮戸
(公選) 1期



田村 繁二郎 (67)
水海道天満町
(公選) 3期



倉持 泰仍 (72)
菅生町
(選任) 4期



橋本 武夫 (51)
上蛇町
(公選) 2期



倉金 一廣 (53)
本石下
(公選) 1期



草間 正詔 (63)
花島町
(選任) 5期



結束 一穂 (62)
中山町
(公選) 6期



吉原 光夫 (59)
本石下
(選任) 2期



喜見山 明 (57)
水海道天満町
(公選) 7期



大山 榮市 (64)
新石下
(公選) 1期



松崎 信太郎 (58)
古間木
(公選) 1期



古谷 ミチ子 (62)
豊岡町
(選任) 1期



秋 森 芳 夫 (61)
鴻野山
(公選) 1期



坂 卷 文 夫 (60)
内守谷町
(公選) 1期



秋 田 文 男 (67)
豊田
(公選) 3期



渡 辺 源 一 (57)
蔵持
(公選) 1期



岡 野 孝 一 (60)
坂手町
(公選) 2期



山 本 幹 男 (73)
相野谷町
(選任) 11期



倉 持 創 一 (69)
菅生町
(公選) 8期



本 諏 訪 文 夫 (70)
岡田
(公選) 5期



増 田 亮 (60)
三坂町
(公選) 4期



斉 藤 ち よ (57)
笹塚新田町
(選任) 1期



渡 辺 勝 一 (63)
長助町
(公選) 2期



石 塚 寛 一 (66)
大輪町
(公選) 5期



小 林 剛 (52)
大塚戸町
(公選) 1期

横 野 田 恒 夫 ⑤
坂 野 武 雄 ④
中 口 久 秀 ④
小 島 力 秀 ③
長 妻 保 治 ③
植 竹 英 夫 ②
風 見 誠 夫 ②
秋 田 啓 一 ②
皆 葉 豊 二 ②
稲 田 豊 二 ②
倉 越 田 二 ②
堀 越 田 二 ①
坂 野 越 田 二 ①
飯 沼 嶺 子 ①
横 川 益 子 ①
倉 田 益 子 ①
門 田 益 子 ①
渡 邊 益 子 ①
長 塚 益 子 ①

**退任された
農業委員**
このたびの改選に伴い、
次の方々が農業委員を退任
されました。多大なる業績
に対し、深く敬意を表しま
す。
長い間、本当にご苦勞様
でした。
(敬称略、○数字は就任期数)

小作料の標準額が改訂されました

農業委員会では、農地の賃貸借における小作料の標準額について、市内の農地に必要な区分をし、その区分ごとに貸し手・借り手等の意見を聞いて、合理的・公平かつ客観的な立場で定めることになっています。

このたび、当市の小作料の標準額が下表のとおり改訂されましたので、農地の賃貸借契約の際には、この標準額を目安にしてください。

10アール当り (単位：円)

農地	区分	標準額(円)	備考
田	上田	20,000	農用地区域内の乾田農地
	下田	15,000	未整備地区及び谷津田と呼ばれる農地
	陸田	12,000	市内全域
畑	1	9,000	メロン・白菜等作付農地
	2	5,000	小麦等作付農地

※ただし、田の場合、生産調整等の理由により作付しない部分は、両者協議の上、小作料の対象から除くことができる。

※この小作料の標準額は、平成20年4月1日から適用する。

問い合わせ

常総市農業委員会事務局

☎0297-23-2111 (内線 272)

常総市農業委員会事務局石下分室

☎0297-42-3111 (内線 261)

地域ぐるみでつくる

農家だけでなく、地域住民など多様な個人、団体が参加して、地域ぐるみでの共同活動により農村環境を守っていくこととする「**農地・水・環境保全向上対策**」事業が平成19年度からスタートしました。

農地や農業施設は、私たちの生活に欠かすことのできない食料を安定的に供給する、まさに生活の基礎となるものです。自然環境保護など、農地の持つ多面的な機能は、国民全体で守っていかなければならない貴重な財産でもあります。

しかし、現実を見てみますと、農村の過疎化、高齢化等により農家だけでは農地や農業施設の適切な保全・管理は困難になってきています。

そのため、こうした農地や農業施設といった農村環境を、農家だけでなく、農業者と地域住民との共同活動で、一体的に保全していくこととするのが、「**農地・水・環境保全向上対策**」事業です。

(菅生沼地区)

菅生沼土地改良区(倉持泰仍理事長)は、受益地である平坦で広大な水田地帯(利根川の遊水地域)の排水路の維持管理に大変な労力と費用を強いられてきました。特に夏場の草刈は大変な作業です。そこで、「農地・水・環境保全向上対策」事業を活用し、排水路法面強化と雑草対策として、センチピードグラス(雑草抑制芝草)の移植作業が、6月8日、「**菅生遊水みどりの会**」が中心となり、行われました。なお、同様の取り組みは菅生沼地区のほかに、市内5地区で行われております。



ご存知ですか？

農地転用許可制度

農地は無断で転用できません。
農業委員会等の許可が必要です。



転用許可の申請者は？

☆自分の農地を転用する時

農地の所有者自身です。

☆農地を買ったり、借りて転用する時

農地を転用する人（買主・借主）と農地所有者（売主・貸主）の両名です。

無断転用には厳しい罰則

無断で転用した場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、農業委員会等から工事の中止、原状回復などを命ずることがあります。また、無断転用（法第4条・5条の違反）した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。

詳しくは

農業委員会事務局又は農業委員会事務局石下分室まで

営農と暮らしに役立つ

全国農業新聞

発行日 毎週金曜日

購読料 一カ月六百元

申込みは農業委員会事務局または地域の農業委員へ

営農と暮らしに役立つ

全国農業新聞

発行日 毎週金曜日

購読料 一カ月六百元

申込みは農業委員会事務局または地域の農業委員へ